

報告第 2 号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

加西市長 西 村 和 平

専決第 2 号

専 決 処 分 書

加西市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律が平成 2 7 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和 4 2 年加西市条例第 5 0 号）等の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例等の一部を改正する条例

(加西市税条例の一部改正)

第1条 加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第142条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第9条の2の2の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(個人の市民税の寄附金控除額に関する申告の特例等)

第9条の2の2の3 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求

め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他必要な措置を講じるものとする。

第9条の2の2の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第12条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40条」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第13条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第14条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度か

ら平成29年度まで」に改める。

附則第14条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第18条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第18条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の

適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第21条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第22条、第23条、第24条の2及び第24条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第25条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第31条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

（加西市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 加西市税条例の一部を改正する条例（平成26年加西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中加西市税条例附則第18条の改正規定を次のように改める。

附則第18条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」の右に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第18条」を「附則第18条第1項」に、「市税条例」を「加西市税条例」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中加西市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、加西市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

【概 要】

1 市民税

(1) 法人市民税

法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額を資本割の課税標準に統一する。(第 31 条)【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年度課税分より適用】

(2) 個人住民税

ア 個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日まで 1 年半延長する。(附則第 9 条の 2 の 2 の 2)【平成 27 年 4 月 1 日施行】

イ 個人住民税の寄附金控除（以下「ふるさと納税」という。）について、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設する。(附則第 9 条の 2 の 2 の 3)【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年度課税分より適用】

2 固定資産税

(1) 土地

土地に対して課する固定資産税の負担調整措置として、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に年度改正等を行う。(附則第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条)【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 27 年度課税分より現行の仕組みを 3 年延長】

(2) 家屋

わがまち特例の創設に伴い、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の軽減措置として家屋にかかる固定資産税の課税標準となるべき価格に 3 分の 2 を乗じるものとする。(附則第 12 条の 2)【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年度課税分より適用】

3 都市計画税

都市計画税の負担調整措置として、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に年度改正等を行う。（附則第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条）【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 27 年度課税分より現行の仕組みを 3 年延長】

4 軽自動車税

- （1）平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入する。（附則第 18 条）【平成 27 年 4 月 1 日施行 平成 28 年度課税分のみ適用】

＜対象車にかかる軽減税率（参考）＞

内 容	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	平成 32 年度燃費基準+20%達成
税率を概ね 25%軽減	平成 32 年度燃費基準達成

- （2）二輪車に係る税率の引き上げについて、適用開始時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年延長する。（改正附則第 1 条、4 条）【平成 27 年 3 月 31 日施行 平成 28 年度課税分より適用】

5 その他

地方税法等の改正に伴い、文言の整合、引用条文の条ずれの修正等を行う。